

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した児童扶養手当法（以下「法」という。）に基づく児童扶養手当支給停止処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区長（以下「処分庁」という。）が令和 2 年 1 0 月 2 9 日付けで請求人に対して行った、法 1 0 条の規定に基づく児童扶養手当支給停止処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

### 第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由により、本件処分は違法又は不当であると主張している。

支給停止に伴い、条件に矛盾があると思います。あり方を見直すべきと思い審査請求します。

私は子ども 8 人おり、離婚後 5 人の子どもの面倒をみています。5 人の中で成人した子どもがおり、給与所得者です。給与所得者（長女）は私の子どもであり、同居はしていますが、下の未成年の妹や弟を扶養するに値する者ではありません。つまり妹と弟の扶養義務もなく、扶養もしておりません。その者の所得を世帯合算とし、支給停止とするのは納得が出来ません。もし、長女の所得を世帯合算とするならば私と重複してででも長女に対しても扶養人数を「あり」と見なし、所得限度額にあてはめるべきです。今回のことで一

番訴えたいことは、私の子どもは私の他の子どもに対して「扶養義務者ではない！」ということですので。よって、この度の審査対象は親である私のみとすることで再審査を求めます。この制度はたくさんの子どものことを育てることがあだとなる制度となっております。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和3年10月 4日	諮問
令和3年12月20日	審議（第62回第1部会）
令和4年 1月31日	審議（第63回第1部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 法令の定め等

- (1) 法4条1項1号イの規定によれば、市長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、父母が婚姻を解消した児童の母が当該児童を監護する場合、当該母に手当を支給することとされている。
- (2) 上記(1)により手当の受給資格を有する者について、法10条の規定によれば、父又は母に対する手当は、その父若しくは母の配偶者の前年の所得又はその父若しくは母の民法(明治29年法律89号)877条1項に定める扶養義務者でその父若しくは母と生計を同じくするものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年

の11月から翌年の10月までは、支給しないこととされている。

(3) 法10条の適用に関する政令の規定等について

ア 法10条の規定によれば、手当の支給制限について、扶養義務者の前年の所得の額が、前年の扶養親族等の有無及び数に応じて政令で定める額以上であるときは、その年の11月から翌年の10月までは支給しないとされている。そして、法施行令2条の4第8項の規定によれば、扶養親族等がないときは、2,360,000円とするとされている。

イ 上記アの扶養義務者の前年の所得の額は、法施行令4条1項の規定により、総所得金額等合計額から80,000円を控除した額とされ、法施行令4条2項各号に掲げる者については、その額からさらに当該各号に定める額をそれぞれ控除した額とされている。

ウ 児童扶養手当現況届の提出については、法施行規則4条に規定され、受給者は児童扶養手当現況届に法施行規則1条7号イ及び8号イに規定する所得の額並びに法10条に規定する扶養親族等の有無及び数等についての市町村長(特別区の区長を含む)に証明書等を添付して提出することとされているが、規則26条7項の規定により当該書類等により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、手当の支給機関は、書類の添付を省略させることができるとされている。

エ また、法施行規則21条3項の規定により手当の支給機関は、児童扶養手当現況届を受理した場合であって法10条等の規定により手当の全部を支給しないときは、児童扶養手当支給停止通知書を当該全部支給停止者に交付しなければならないこととされている。

2 本件処分について

(1) これを本件についてみると、処分庁は、本件児童らを支給要件に該当する児童として、請求人を手当の受給資格者として手当を

支給してきたところ、本件現況届等により、扶養義務者の前年（平成31・令和元年）の合計所得額が3,322,400円であり、同金額から法施行令4条1項本文に定める80,000円を控除した額3,242,400円が、上記1の法令の定めにより手当を全部制限する所得の額（所得制限限度額）である2,360,000円を超えていたことから、令和2年11月から翌年の10月まで、手当の全部を支給しないとする本件処分を行ったことが認められる。

- (2) 処分庁は、扶養義務者に関する本件現況届の記載及び公簿による確認に基づき、扶養義務者の前年（平成31・令和元年）の所得額が3,322,400円であることを確認した。これは、法施行規則26条7項の規定により、手当の支給機関は、認定の請求書又は届書に添えて提出することにより証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類等を省略させることができることとされていることによるものである。

また、法施行規則21条3項の規定により手当の支給機関は、児童扶養手当現況届を受理した場合であって法10条等の規定により手当の全部を支給しないときは、児童扶養手当支給停止通知書を全部支給停止者に交付しなければならないこととされていることから、令和2年10月29日、請求人に対して同通知書を送付し、本件処分を通知している。

そうすると、請求人に対する手当の支給を停止する本件処分は、上記1の法令の定めにもとつたものであり、違法・不当な点は認められない。

- 3 請求人は、長女（扶養義務者）が、自身の妹及び弟（本件児童ら）の扶養義務を負っていないとして、本件処分の違法性又は不当性を主張している（第3）。

しかしながら、法における扶養義務者について、法10条の規定によれば、父又は母に対する手当は、その父若しくは母の配偶者の

前年の所得又はその父若しくは母の民法877条1項に定める扶養義務者でその父若しくは母と生計を同じくするものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の11月から翌年の10月までは、支給しないこととされている（上記1・(2)）。したがって、本件において、法における扶養義務者には、民法877条でいう請求人の母の扶養義務者である長女が含まれており、かつ、長女は請求人と生計を同じくしている。よって、長女も法10条でいう扶養義務者であることが認められる。長女が請求人による妹及び弟（本件児童ら）の扶養に関与しているか否かは、長女が法にいう扶養義務者に当たるとの認定を左右するものではない。

よって、請求人の主張には理由がない。

#### 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

また、本件処分について、その他の点においても、違法又は不当な点があるとは認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

高橋滋、千代田有子、川合敏樹